ジビエ処理加工センターについて

令和元年10月に於札内で稼働開始したジビエ処理加工センター(以下、「ジビエセンター」)について、これまでの稼働状況についてお知らせします。【産業振興課 地域振興係】

ジビエとは?

フランス語で食材となる野生鳥獣肉のこと。現在、シカやイノシシによる 農作物被害が大きな問題となっており、捕獲が進められるとともに、ジビ エとしての利用も全国的に広まっています。「害獣」とされてきた野生動物が、 食文化をより豊かにしてくれる味わい深い食材、あるいは山間部を活性化 させてくれる地域資源とみなされるようになっています。



ジビエセンターは狩猟者が捕獲したエゾシカを買取り、解体処理等をして出荷する町営施設で、指定管理者((株) アイマトン)が運営しています。金属探知機能に加え小さな砂粒なども検出できるX線装置も備えた異物検出器をはじめとする最新機器により、安心安全なシカ肉を提供できる施設となっています。また、国と道はそれぞれ独自の基準を満たしたジビエ施設を認証する制度を設けていますが、ジビエセンターは国内に2つしかない両方の認証を受けている施設のうちの1つです。

ジビエセンターにエゾシカを持ち込めるのは事前登録をした狩猟者に限定しており、登録の際は役場による説明会を受講した上での同意書の提出を義務付け、法律はもちろん狩猟者としてのモラルの順守を求めるとともに、食肉を扱うことの意識も高めていただいています。本年1月末時点の登録者数は151名となっており、その多くが中空知を中心とする空知管内の方ですが、札幌市など管外の狩猟者も1/3程度含まれており、広く利用されています(図1)。

これまでに持ち込まれたエゾシカの頭数は令和元年度(10~3月)は253頭、本年度(4~1月)は1,133頭の合計1,386頭となっており、本年度は年度途中ですが当面の目標として掲げていた800頭/年を超え、受入れ状況としては順調なスタートを切れたと考えています。

持ち込まれたシカの約6割が中空知で捕獲されたものであり、空知管内に広げるとその割合は8割近くとなります(図2)。エゾシカの中には積雪期とそれ以外の季節で全く別のところで生活するものがおり、その移動距離は遠いもので100kmを超えるとの記録があります。豪雪の浦臼町でも冬季はほとんどシカの姿を見ることはなく、どこか別の場所へ移動している可能性が高いと考えられます。そのため、ジビエセンターの存在により狩猟者の捕獲意欲が高まることで町内だけでなく近隣の広い範囲でのエゾシカ捕獲数が増え、その結果、夏に浦臼周辺で生活する個体の捕獲につながることで、町内の農業被害等の減少が期待されます。

以上、これまでのジビエセンターの稼働状況の概要をお伝えしましたが、町では今後もジビエ事業の 健全で適切な推進に努力してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、「うらうす温泉(※要事前相談)」と「御食事処 わか杉」の2店舗様には、ジビエセンターで処理された安全安心なシカ肉を使った料理の提供にご協力いただいておりますので、是非多くの町民の皆様にご賞味いただき、「ジビエのまち うらうす」を舌で実感いただければ幸いです。

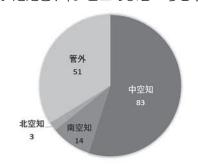


図1 事前登録狩猟者の居住地別人数

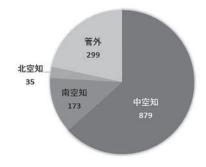


図2 ジビエセンターに搬入されたシカの 捕獲地別頭数

重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療給付制度について

障がい者及びひとり親の方を対象に北海道と町が協力して医療費の助成をしています。

★助成の対象となる方 ◇障がい ◆ひとり親

浦臼町に住民登録をしていて、健康保険に加入している方が、次に該当する場合は申請により医療費の助成が受けられます。

- ◇身体障がい者手帳1・2級または3級(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫 不全ウイルスによる免疫、もしくは肝臓の機能障がいに限る)に該当する方
- ◇療育手帳A判定、重度の知的障がい(知能指数がおおむね35以下、なお肢体不自由、盲、ろうあ 等の障がいを有する方については、おおむね50以下であって、日常生活において介護を必要とす る方)と判定または診断された方
- ◇精神保健福祉手帳1級に該当する方
- ◆ひとり親家庭で20歳未満の子供を扶養している親と子
- ◆両親の死亡・行方不明等の理由で両親以外の方に扶養されている20歳未満の子
- ※18歳~20歳については、大学・専門学校等に在籍している子供など、条件があります。
- ◇◆所得制限に該当しない方

★助成内容

・入院・通院・歯科・調剤等にかかった健康保険適用分の医療費 ただし、一部負担金(自己負担)等を除きます。

(18歳到達後最初の3月31日までの乳幼児等医療費自己負担額は町の助成対象になります。)

★医療費自己負担額

・3歳未満及び低所得者(非課税世帯)

初診時一部負担金 (医科:580円、歯科:510円、柔道整復:270円) 基本利用料 (8.000円上限とする)

·一般 (課税世帯)

医療費の1割負担(月額上限 ※入院+外来:57,600円 外来:18,000円)

- ※療養月から遡って12ヶ月以内に高額療養費が3ヶ月以上支給されている場合は44,400円とする
- ※後期高齢者医療制度の加入者で、負担割合が「1割負担」の方については、重度心身障がい者医療 費助成制度と同額になるため、助成の対象になりません。

★申請に必要なもの ◇障がい ◆ひとり親

◇身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等 ◇◆健康保険証 ◇◆印鑑 【詳しくは役場くらし応援課住民係までお問い合せください。電話 68-2112】

福祉灯油券の使用期限に関するお願い

福祉灯油券の交付を受けた方は、3月12日(金)までに使用してください。

期日を過ぎてからは使用できませんのでご注意ください。

お問合せ 長寿福祉課介護福祉係 (保健センター内)

電話:68-2288